

土地改良施設突発事故復旧・防止事業について

令和7年5月
農村振興局

農林水産省

農業水利施設の整備・保全に係る主な制度拡充の経緯
(国営・県営かんがい排水事業等関係)

	通常の事業（農業者の同意を得て実施する事業）			急施の事業（農業者の同意・負担なしで実施する事業）
	発意する者	農業者の同意の確認方法	事業内容・費用負担（標準負担割合）	事業内容・費用負担（標準負担割合）
これまで	<S24> ・ 農業者 <S59> ・ 農業者 ・ 土地改良区	<S24> ・ 農業者の3分の2以上の同意 <H13> ・ 施設更新事業の場合、総（代）会の議決（2/3同意は省略可）	<S24> ・ 原則、農業者負担あり <H3～5> 標準負担割合設定・補助率恒久化 【農業水利施設の整備】 国66.6 県17.0 市町村6.0 農業者10.4% 【特に大規模な施設※の整備】 国70.0 県25.0 市町村5.0 農業者 0.0% ※受益面積7,000（畑3,000）ha以上 <H26> 【防災（地震）対策】 国66.6 県30.0 市町村3.4 農業者 0.0% <H27> 【施設更新事業】 国66.6 県19.4 市町村9.0 農業者 5.0% <R2> 【防災（豪雨）対策】 国66.6 県30.0 市町村3.4 農業者 0.0%	 <H29> 【事故が発生した場合の復旧対策】 【防災（地震）対策】 国66.6 県30.0 市町村3.4 農業者 0.0% <R4> 【防災（豪雨）対策】 国66.6 県30.0 市町村3.4 農業者 0.0%
今回の拡充	<R7> ・ 農業者 ・ 土地改良区 又は ・ 国・都道府県（基幹施設）	同上	同上	<R7> 【事故の兆候があった場合の事故防止対策】 【事故が発生した場合の類似事故防止対策】 国66.6 県30.0 市町村3.4 農業者 0.0%

注：標準負担割合の設定年度と数値は国営かんがい排水事業（内地）について記載している。

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 3,729 (1,642) 百万円】
（令和6年度補正予算額 1,119百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した**突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策**を迅速に実施します。

87条の5

2 事故防止事業

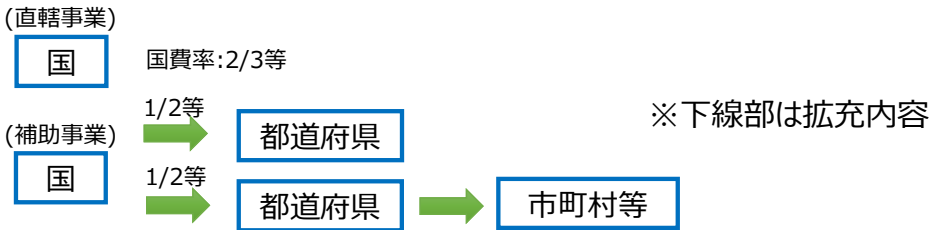
土地改良施設に**漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施**します。

87条の4

【実施要件】

- ①直轄事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
 - ・末端支配面積：100ha以上 等
 - ・復旧事業費：2,000万円以上
- ②補助事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
 - ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
 - ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>



<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応

突発事故の発生



現地調査(突発事故の確認)



復旧工事



事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候（漏水）



対策工事



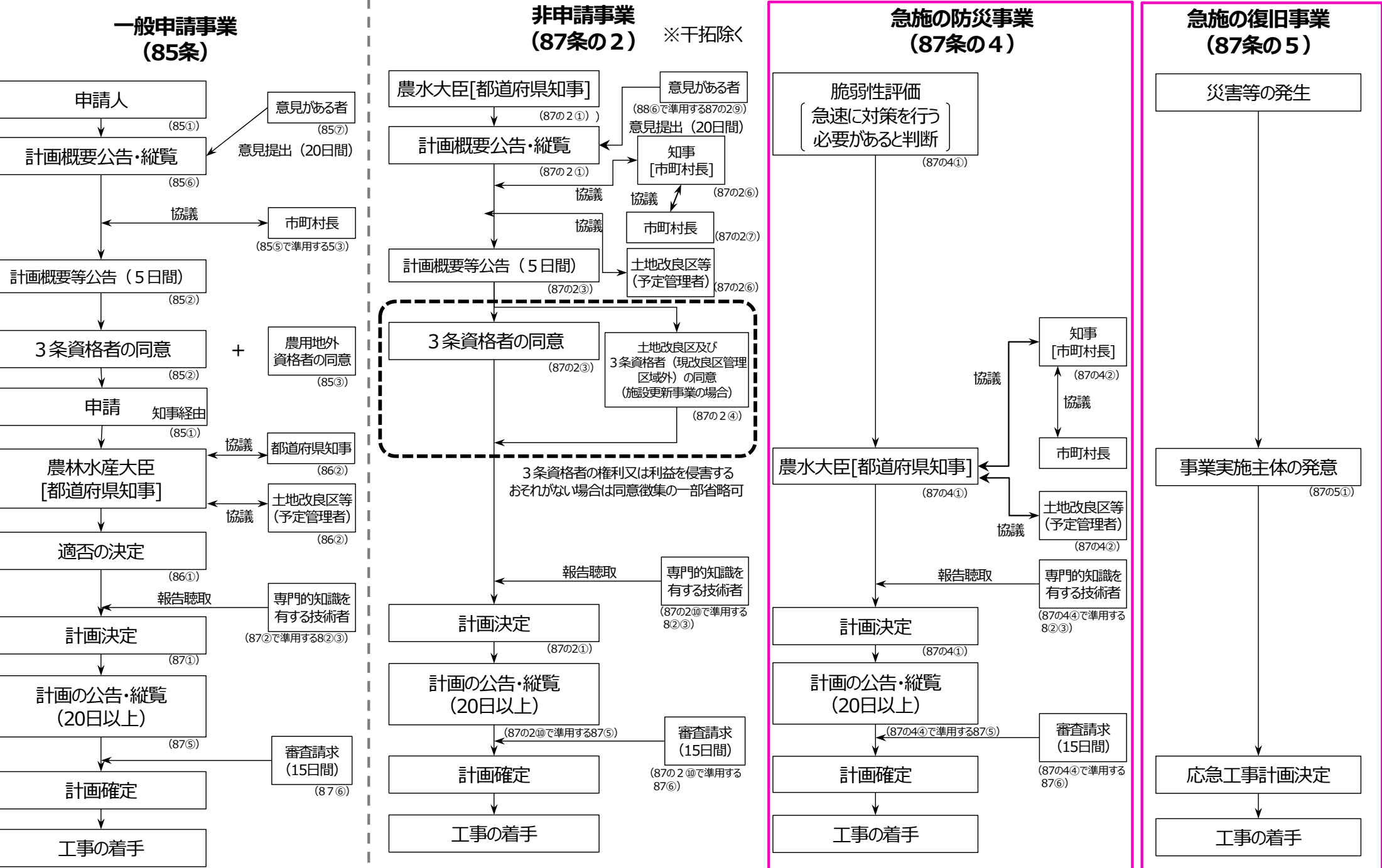
被害を未然防止



農業水利施設の補修・更新について（R7土地改良法改正関連）

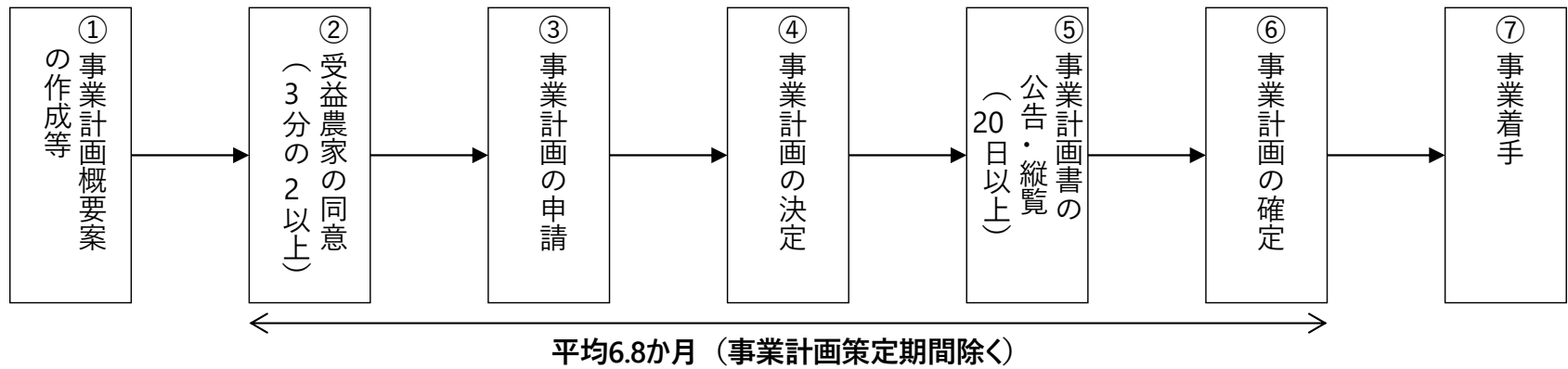
		計画的な更新	急施の防災 (地震・豪雨対策、 突発事故被害の未然防止)		急施の復旧 (突発事故被害の復旧・ 拡大防止)
条文		87条の2（改正）	87条の4（改正）		87条の5（改正）
適用ケース		計画的な更新が行われなければ地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的な土地改良施設の更新	- 同意省略要件に適合（権利・利益を侵害するおそれなし） - 地震又は豪雨に対する安全性の向上		- 突発事故被害の復旧 - 当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害の防止（同意省略要件に適合（権利・利益を侵害するおそれなし））
		【国発意】 受益面積 3,000ha（畑1,000ha） 末端支配面積 1,000ha（畑300ha） 【県発意】 受益面積 200ha（畑100ha） 末端支配面積 100ha	老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれ		
適用する事業（予算措置）		国営かんがい排水事業、国営総合農地防災事業 水利施設整備事業、農村地域防災減災事業	国営総合農地防災事業 農村地域防災減災事業	土地改良施設 事故防止事業	土地改良施設突発事故復旧事業
計画	計画名	土地改良事業計画	緊急防災等工事計画		応急工事計画
	B/C算定	あり	あり	(10億円以上) あり	(10億円未満) 省略可
	全体実施設計	あり	省略可	なし	
	策定期間	7～10年	数月～数年		数月
箇所付け		あり	あり	(10億円以上) あり	(10億円未満) なし
政策評価		あり	あり	(10億円以上) あり	(10億円未満) なし
農業者負担	ガイドライン	国営 0～5% 県営 0～7% (防災A、更新)	国営 0% 県営 0% (防災A)		国営 0% 県営 0% (防災A)
	実負担	〔特に大規模な施設 地震・豪雨対策〕 原則なし	〔その他の施設〕 原則あり		原則なし
	同意徴集	要 (2/3以上同意又は総(代)会議決)	原則不要 (実負担を求める場合は2/3以上同意)		原則不要 (実負担を求める場合は2/3以上同意)

【参考】土地改良事業の受付フロー（国営・県営の場合）



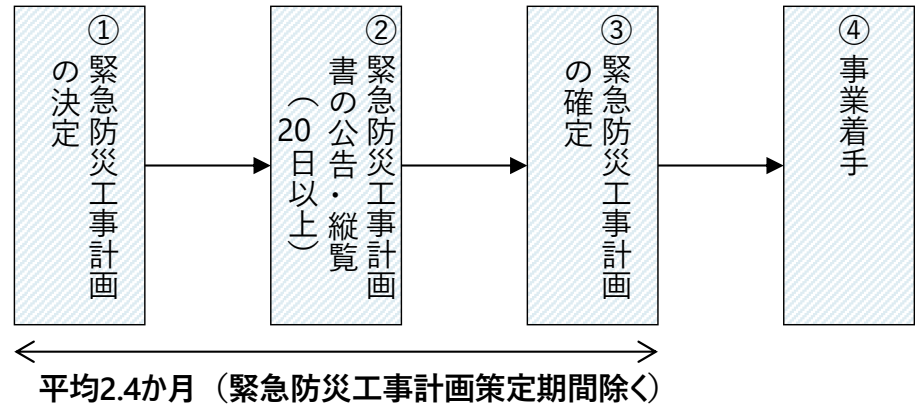
【参考】通常の事業実施手続（概略）と急施の事業実施手続に要する期間

① 通常の事業実施手続



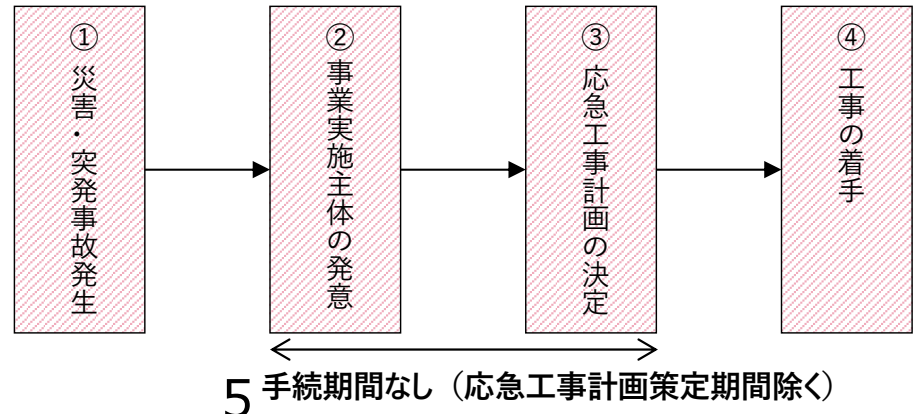
※国営事業の場合、計画作成に長期（7～10年）を要する

② 急施の防災事業実施手続



※国営事業の場合、計画作成に中長期（数か月～数年）を要する

③ 急施の復旧事業実施手続



※計画作成は短期（数か月）で可能

【参考】土地改良事業の手續の対比

	一般申請事業 (85条)	非申請事業 (87条の2)	急施の防災事業 (87条の4)	急施の復旧事業 (87条の5)
申請	あり	なし	なし 〔3条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないもの〕	なし
同意徴集	あり（2/3以上）	あり（2/3以上） 〔施設更新事業の場合、土地改良区及び3条資格者（現改良区管理区域外）の同意〕	なし 〔費用負担を求める場合、3条資格者の2/3以上の同意〕	なし 〔費用負担を求める場合、3条資格者の2/3以上の同意〕
同意徴集の タイミング	事前	事前	— 〔費用負担を求める場合、 事前又は事後〕	— 〔費用負担を求める場合、 事前又は事後〕
農業者の 費用負担	あり	あり	なし 〔同意がある場合、費用負担を求めることが可能〕	なし 〔同意がある場合、費用負担を求めることが可能〕
作成する計画	土地改良事業計画 〔同左〕	土地改良事業計画 〔・地域の所在、地積、現況 ・一般計画 ・主要／附帯工事計画 ・着手／完了の予定時期 ・管理施設の種類、管理方法 ・環境配慮 ・農用地集団化の方針等 ・総事業費、内訳 ・農作物増産、営農労力節減等の効果〕	緊急防災等工事計画 〔・地域の所在、地積、現況 ・一般計画 ・主要／附帯工事計画 ・着手／完了の予定時期 ・管理施設の種類、管理方法 ・環境配慮 ・農用地集団化の方針等 ・総事業費、内訳 ・災害の防止又は事故による被害の防止の効果〕	応急工事計画 〔・地域の所在、地積及び災害又は事故被害前後の状況 ・一般工事計画 ・主要工事計画 ・着手／完了の予定時期 ・事業費 ・事業の効果 ・現況図、計画図等〕

土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)の内容について

		急施の防災事業	急施の復旧事業	
		事故防止	突発復旧	類似被害防止
実施内容		・事故には至っていないが、 <u>ひび割れ・たわみ等の事故の兆候が認められる施設</u> であって、 <u>事故が発生した場合に地域社会・経済へ影響を及ぼす施設</u> について、迅速に補強等を実施	・事故を復旧（軽微な漏水も含む） ※ これまでの運用から変更なし	・ <u>事故の復旧と併せて、突発事故発生施設と同一の施設（同地区内）</u> において、 <u>材料や施工時期等の条件が同等と判断され、類似の被害が引き続き起きかねない施設</u> について、迅速に補強等を実施。
詳細調査		実施 (予備調査：施設機能保全検討調査等)	—	実施 (現地調査：機能診断等)
事故・兆候の報告		事故の兆候を確認後	1週間以内	—
事業計画に関する書類		緊急防災等工事計画	応急工事計画※(突発復旧と類似被害防止は1つの計画で実施) ※ 現地調査の上、事故発生後30日以内に作成。ただし、不測の日数を要する場合はこの限りでない。	
考え方	面積要件	100ha以上	100ha以上	—
	1か所 2,000万円以上	ユニット単位を1か所 として事業費要件を判定	ユニット単位を1か所 として事業費要件を判定	—
	事業工期	状況に応じて判断	原則単年度 (単年度を複数年実施する場合を含む)	状況に応じて判断

土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)の内容について

		急施の防災事業	急施の復旧事業	
		事故防止	突発復旧	類似被害防止
実施内容		・事故には至っていないが、 <u>ひび割れ・たわみ等の事故の兆候が認められる施設</u> であって、 <u>事故が発生した場合に地域社会・経済へ影響を及ぼす施設</u> について、迅速に補強等を実施	・事故を復旧（軽微な漏水も含む） ※ これまでの運用から変更なし	・ <u>事故の復旧と併せて、突発事故発生施設と同一の施設（同地区内）</u> において、 <u>材料や施工時期等の条件が同等と判断され、類似の被害が引き続き起きかねない施設</u> について、迅速に補強等を実施。
詳細調査		実施 (予備調査：水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)等)	—	実施 (現地調査：機能診断等)
事故・兆候の報告		事故の兆候を確認後	1週間以内	—
事業計画に関する書類		緊急防災等工事計画	応急工事計画※(突発復旧と類似被害防止は1つの計画で実施) ※ 現地調査の上、速やかに作成。	
考え方	面積要件	・県営 20ha（中山間10ha）以上 ・団体営 要件なし	・県営 20ha（中山間10ha）以上 ・団体営 要件なし	—
	1か所 200万円以上	ユニット単位を1か所 として事業費要件を判定	ユニット単位を1か所 として事業費要件を判定	—
	事業工期	状況に応じて判断	原則単年度 (単年度を複数年実施する場合を含む)	状況に応じて判断

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果を踏まえて農業用排水施設の地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は農業用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替することを目的とし、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該変更に係る農業用排水施設

二 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設（次項において「代替農業用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。）を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設

2 前項の規定により緊急防災等工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3 （略）

4 第1項の場合には、第7条第3項、第8条第2項及び第3項並びに第87条第3項及び第5項から第10項までの規定を準用する。

第八十七条の五 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

一 復旧事業

二 復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限る。）とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するもの

2 （略）

第4 事業内容

1 土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの(以下「突発事故復旧事業」という。)とする。

(1) 現地仮復旧安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

(2) 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

(3) 緊急応急工事

(1) に掲げるもののうち、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))。以下同じ。)が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

(4) 類似被害防止工事

(1) から(3) により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置(以下「事故防止事業」という。)

第5 事業の採択等

3 本事業により行う工事の範囲

(1) 突発事故復旧事業

突発事故復旧事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事並びに当該土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するために必要な工事とする。

(2) 事故防止事業

事故防止事業により行う工事は、以下の事項を全て満たす工事とする。

ア 機能診断等によって、以下のいずれかに該当する事故の兆候が認められた土地改良施設の事故の未然防止に必要な工事であること。

(ア) 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していること等が認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの。

(イ) 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの。

(ウ) 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの。

イ 事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響が以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代替水源等がなく、農業生産や営農活動に支障が生じる。

(イ) 人命、家屋、公共施設等に被害が生じる。

(ウ) 生活用水、工業用水等の供給に支障が生じる。

第4 事業内容

1 土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。

(1) 現地仮復旧

安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

(2) 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

(3) 緊急応急工事

前二項及び(4)に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

(4) 類似被害防止工事

(1) から (3) により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置（以下「事故防止事業」という。）

第5 事業の採択等

4 本事業により行う工事の範囲

(1) 突発事故復旧事業

突発事故復旧事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事並びに当該土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するために必要な工事とする。

(2) 事故防止事業

事故防止事業により行う工事は、以下の事項を全て満たす工事とする。

ア 機能診断等によって、以下のいずれかに該当する事故の兆候が認められた土地改良施設の事故の未然防止に必要な工事であること。

(ア) 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していること等が認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの。

(イ) 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの。

(ウ) 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの。

イ 事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響が以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代替水源等がなく、農業生産や営農活動に支障が生じる。

(イ) 人命、家屋、公共施設等に被害が生じる。

(ウ) 生活用水、工業用水等の供給に支障が生じる。

事故防止事業における費用対効果分析の取扱い

(1) 背景・検討の必要性

① 事故防止事業の緊急性

パイプラインの破裂による漏水事故等の発生件数が増加しており、今国会の土地改良法改正により、事故防止事業（施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に、補修・補強等を緊急的に実施する事業）を創設。

② 軽微な更新整備における費用対効果分析の課題

施設の軽微な補修・補強等であっても、水源から最末端までの総費用の対象となる非常に多くの施設建設費の算定等を基に費用対効果分析を行うため、非常に多額の費用（国営事業では数千万円規模）と期間（数年単位）が必要となるが、緊急性の高い事業に対応できず、基本事業（対象施設を含む地区の基幹的な施設を造成・更新した事業）の継続的な効果（農業用水の安定供給や湛水被害の防止等）の発揮に支障を来すおそれ。

③ 事故の未然防止の経済性

事故後に復旧工事を行う場合には、施設の復旧費用のほか、事前に事業を実施していれば不要であった損壊時の暫定的な機能確保等のための現地仮復旧費用、番水や用水の反復利用に係る経費、人命・財産への被害又はこれらの被害を最小限とするための応急工事の費用等が発生。

(2) 費用対効果分析の取扱い

事故防止事業であって、総事業費10億円未満の軽微な更新整備の費用対効果分析については、速やかな事業着手のため、以下のア（簡便的な算定）とイの確認を行い、緊急防災等工事計画においては効用を定性的に記述する。

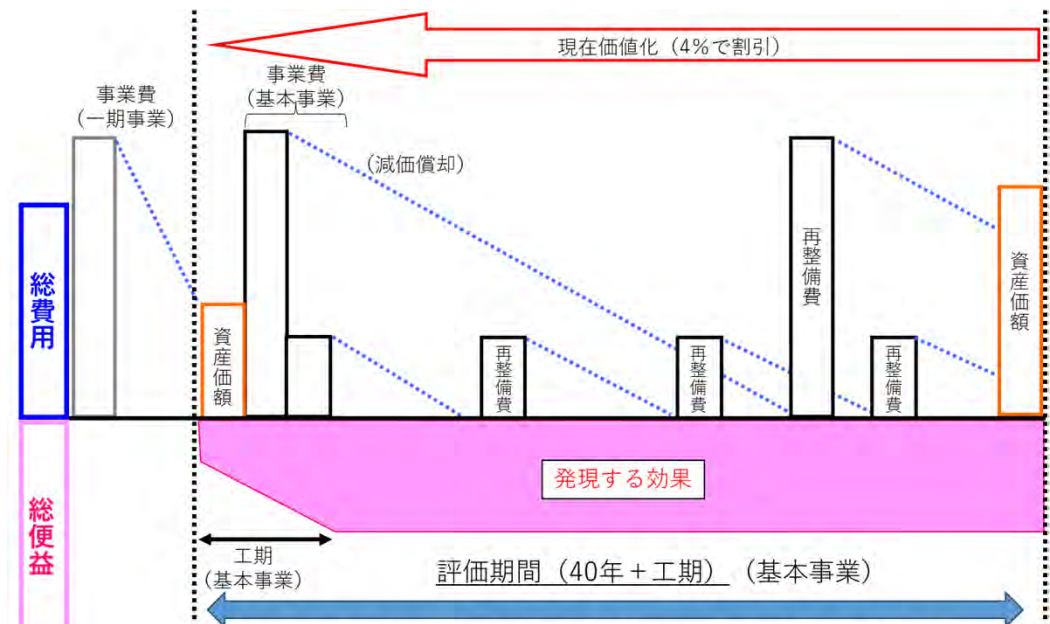
ア (1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと（簡便的な算定）

(1) 直近の費用対効果分析（事後評価等）において、当該事業の実施時期が評価期間内に含まれ、費用と効用の両面（当該事業費と同分析における当該施設の再整備費が同様であること、営農状況に大きな変化がないこと）から、当該事業の経済性が確認できること

(2) 当該事業を実施しなかった場合、発生が想定される事故による掛かり増しの支出・被害額等が当該事業費を上回ることが確認できること

イ 当該事業後に計画的な更新事業が予定され、その際に当該施設を含む更新事業の経済性を定量的に確認できる見込みであること

※受益者の負担が生じる場合は、受益者負担能力の限度を超えないことを確認すること



図：直近の費用対効果分析の確認イメージ（アの（1））